判例研究

〔商法四九五〕 競業者である株主による株主名簿閲覧謄写の仮処分命令申立てが認められた事例

（東京高決平成二〇年六月一二日二一民事部
平成二〇年（ラ）第八四四号　株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件、原決定取消し、申立認容（確定）
金融・商事判例一二九五号一二頁、商事法務一八三六号四五頁、資料版商事法務二九二号一〇四頁）

〔判示事項〕

会社法一二五条三項三号は、株式会社と実質的に競争関係にある株主が株主名簿の閲覧謄写を請求した場合、当該株主がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったことを証明しない限り、株式会社は閲覧謄写請求を拒むことができるとする、立証責任の転換を定めた規定である。

〔参照条文〕

会社法一二五条三項三号・四三三条二項三号、平成一七年改正前商法二九三条ノ七第二号

〔事　実〕

本件の債権者・抗告人は、不動産の売買、仲介、賃貸、斡旋、管理及び保守業務等を目的とする、大証二部上場の株式会社原弘産（以下、「甲」という。）である。本件の債務者・相手方は、不動産の売買、賃貸及び仲介、マンション管理等を目的とする、東証二部上場の日本ハウズイング株式会社（以下、「乙」という。）である。甲は、乙の発行済株式総数のうち、単独で一〇・〇三パーセントを、甲の子会社である井上投資株式会社（以下、「井上投資」という。）と併せて一六・一六パーセントを保有している。甲と乙は目的とする事業の一部が共通し、全国展開している乙の営業地域は、甲の子会社である株式会社ベッダイ及び

株式会社原弘産レジデンスを含めた甲グループの営業地域と重なり、当該地域では賃貸マンション管理業務等に関して競合関係にある。

平成一九年六月二八日、乙は、同社株式の大量取得行為に対し、新株引受権の無償割当て等の対抗策をとること、その手続として原則として株主意思確認総会における株主投票又は書面投票により株主の意思を確認すること等を内容とする買収防衛策を導入した。

遅くとも、平成一九年一一月ころまでに、甲は乙との事業協力・経営統合を目指すようになり、同月、その旨を乙に申し出るなどしたが、乙はそのようなことは考えていないと回答した。平成二〇年二月一八日（以下、平成二〇年のものは年号を省略する。）、甲は、乙株式の公開買付を行うことを決定したなどとする文書を乙に送付し、かつ、その旨を甲のホームページに掲載した。

四月一〇日、井上投資が、同年六月二七日開催予定の乙株主総会における議題として、甲による公開買付に関して、①定款の一部変更（買収防衛策に係る規定の新設）の件、②買収防衛策導入の件、③買収防衛策に基づく甲らに対する対抗措置の不発動の件、及び④取締役二名選任の件を内容とする株主提案を行った。四月一一日、甲は、この株主提案へ賛成してもらうべく、委任状勧誘を行う目的で乙の株主名簿及び実質株主名簿（以下、総称して「本件株主名簿」という。）の閲覧謄写を求める文書を乙に送付したが、四月一六日、乙は、甲は乙の業務と実質的に競争関係にある事業を営むものに該当するとして、会社法一二五条三項三号に基づき、閲覧謄写を拒絶する旨の回答書を甲に送付した。

四月二三日、甲は、本件株主名簿の閲覧謄写の仮処分命令を申し立てたが、五月一五日、東京地裁が甲の申立てを却下する決定を行ったため、同日、甲は、当該決定を不服として、東京高裁に即時抗告を行った。この後、東京高裁の決定が出るまでの間に甲乙間で、甲が全株主に送付を希望する書面を二回まで乙から株主名簿上の株主に発送する等の合意がなされ、実際に当該書面が一回発送された。

六月一二日、東京高裁が原決定を取り消し、本件株主名簿の閲覧謄写を命ずる決定を行ったことを受け、乙は、本件株主名簿を甲に閲覧謄写させた。

〔判旨〕

「……同項〔会社法一二五条三項〕三号は、請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、

又はこれに従事するものであるときには、株主（請求者）がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったことを証明しない限り……、株式会社は同条二項の請求を拒むことができることとしたものであり、株式会社が当該請求を拒むことができる場合に該当することを証明すべき責任を上記のとおり転換することを定める旨の規定であると解するのが相当である。」

「……抗告人は、相手方と実質的に競争関係にある事業を営む者であると一応認められるが、……抗告人は、本件株主名簿の閲覧及び謄写の請求をするに当たり、相手方に対し、……株主提案議案について、相手方の株主の賛成を求めて委任状勧誘を行うことを目的とするものであることを明示し、かつ、上記請求に基づき取得した株主情報を上記の目的又は理由以外のために使用しないことを誓約している事実を一応認めることができる。上記認定事実に……総会検査役との打合会の状況や本件株主提案と本件定時総会における議案との相互関係及び抗告人送付希望の資料を株主に送付する件について抗告人と相手方との間で合意が成立していること等の事情をも併せると、抗告人が、相手方の株主として、専らその権利の確保又は行使に関する調査の目的で本件株主名簿の閲覧及び謄写の請求を行ったものであるとの事実を一応認めることができる。したがって、相手方は、抗告人がした本件株主名簿の閲覧及び謄写の請求を拒むことはできないというべきであり、抗告人の本件申立ては被保全権利が疎明されたものと一応認めることができる。」

「……本件定時総会まで時間的に切迫していること、抗告人には、……持株比率合計七七・二九パーセントの株主の情報は判明しているが、抗告人はその余の株主の情報を把握しておらず、本件株主名簿を閲覧することによってこれを把握することができること、……抗告人は相手方の提案した方法を実施すれば、株主名簿に記載された全株主に対し、抗告人が送付を希望する資料を二回に限り株主名簿上の住所に宛てて送付することが可能となること、……しかしながら、上記の措置は、資料送付という方法に限られている上、回数も二回だけであり、抗告人が株主に対して委任状勧誘を働きかける方法としては制約されたものにとどまること、以上の各事実を一応認めることができる。

これによれば、抗告人に生じる著しい損害を避けるため本件申立てに係る仮処分命令を必要とするとき（民事保全法二三条二項）に当たると一応認めることができる。」

〔研　究〕

結論に賛成であるが、条文の解釈上疑義がある。

一　昭和一三年改正前商法一七一条二項をその起源とする、平成一七年改正前商法（以下、「改正前商法」という。）二六三条三項は、株主又は債権者は営業時間内ならば何時でも株主名簿の閲覧謄写（昭和二五年商法改正前は「閲覧」）を請求しうる旨を規定するにとどまっていたため、従来から、会社が当該請求を拒絶しうる条件が議論の対象とされて来ており、裁判で争われた事例も少なくない。まず、それらのおおよその傾向を把握するため、以下では主要な判例を概観する（従来の判例を通観する論稿として、本島浩「株主の株主名簿閲覧謄写請求権に関する判例の研究」沖大法学一〇号九三頁、藤原俊雄「株主による株主名簿の閲覧・謄写請求権―判例の検討を中心として―」静岡大学法経研究四〇巻三・四号一五七頁参照）。

(1)大阪控決大正七年八月一四日（法律新聞一四八一号二四頁）

ある株主が、訴外Xからその長男Yに対する家督相続回復事件に関し、X名義の株券をXに回復するためとして株主名簿閲覧を請求した事例。株主名簿閲覧権は、一面では個々の株主の利益を保護し、他面では会社利益を保護するために法律が株主に付与した権利であるため、当該権利の行使は自己の株主としての利益又は会社の利益に無関係な事項については行使できないと判示。

(2)大阪地判昭和七年三月一四日（評論二一巻商法一五三頁）

事実関係は不明であるが、株主による株主名簿閲覧権の行使要件については法文上何ら制限がないので、株主が当該権利を行使するにあたり、会社には株主の目的又は動機を審査する権限はなく、目的又は動機を推測し、あるいは具体的理由が明示されないとして閲覧を拒否できないと判示。

(3)大判昭和八年五月一八日（法学二巻一二号一一四頁）

事実関係は不明であるが、株主名簿等の閲覧権が株主に認められたのは、株主個人の利益を保護すると同時に、間接に会社の機関を監視することにより会社の利益を保護しようとすることにあり、当該権利を行使するには閲覧請求が正当な目的によるものであることを要し、閲覧をなす際には会社の営業に支障を生じないよう注意することを要する、即ち信義誠実の原則に則り権利行使する必要があり、かかる場合には会社は閲覧の請求に応じる義務があると判示。

(4)大判昭和一〇年五月三一日（法学五巻一号一一一頁）

上記(3)による破棄差戻後の控訴審判決に対する上告審である。原審が、株主名簿の閲覧請求には正当な理由が必要で、その立証責任は株主が負うと判示したことを否定し、原審に差し戻しの審理を命じた上告審の判旨はもっぱら株主の営業妨害的行為を阻止することにあり、株主の請求が何等か不純な目的に出た場合又は少なくとも正当なる目的が認められない場合には会社が株主の請求に応じないことができることを示したものであると判示。

(5)東京地判昭和五五年九月三〇日（金商六二〇号三三頁、判時九九二号一〇三頁）

会社の代表取締役との間に数々の紛争があった株主が請求した株主名簿の閲覧謄写を認めた事例。株主による株主名簿の閲覧謄写請求には、正当な目的があり、かつ、会社の営業に支障を来さないことが要件であるが、請求者が正当な目的があることの立証責任を負うのではなく、会社側が請求の目的が不当であることの立証責任を負うと判示。

(6)山形地判昭和六二年二月三日（判時一二三三号一四一頁）

解任された前代表取締役が現経営陣に批判的であり、他の株主に所有株式を譲渡するよう勧誘している状況下で、前代表取締役の関係者による株主名簿の閲覧謄写請求を認めた事例。株主は会社のためその会社経営に対する監視、批判の権限を有し、株主が経営陣を批判する文書を他の株主に送付することや、発言力強化のため株式の買受行動に出ることは、直ちに会社の利益に反するとはいえず、その手段、方法が相当である限りなんら非難されることはなく、そうした株主としての活動の必要から株主名簿の閲覧謄写を請求しても、それが不当な目的に基づくものであるということはできないと判示。

(7)東京地判昭和六二年七月一四日（金商七八五号二八頁、判時一二四二号一一八頁）

かつて少数株主権行使のため等の目的を示して、他の上場企業何社かの株主名簿を閲覧謄写しながら、実効性ある勧誘行為をしたことも、実際に少数株主権を行使したこともない株主による株主名簿の閲覧謄写請求を棄却した事例。当該株主による閲覧謄写請求は利益を得て株主情報を名簿業者に提供するか自己の行う広告事業のために使用することが目的であると推認し、株主が株主として有する権利を確保し又は行使する目的ではなく、他の目的のため株主名簿の閲覧謄写を請求する場合等正当な目的を有しない場合、会社は当該株主の請求を拒むことができると判示。その控

訴審判決（東京高判昭和六二年一一月三〇日高民集四〇巻三号二一〇頁、判時一二六二号一二七頁、判タ六七一号二一七頁）は、本判決の理由を引用するほか、会計帳簿閲覧謄写請求拒絶事由である改正前商法二九三条ノ七第一号前段及び第三号の趣旨は株主名簿の場合にも妥当するので、控訴株主の閲覧謄写請求は何ら正当事由がないか、又は権利濫用に当たり、会社が拒みうるとして控訴を棄却。

⑻長崎地判昭和六三年六月二八日（判時一二九八号一四五頁）

新聞社を主宰する元銀行員である株主が以前勤務していた銀行の不正融資を追及するとして代表訴訟を提起し、また自己の新聞でも当該問題にほとんどのスペースを割いており、それを一部の株主、従業員、取引先へ送付したり、同行支店周辺で配布したりするなどしていた状況下で、当該新聞社主宰株主による株主名簿等の閲覧謄写請求を棄却した事例。長崎地裁は、株主名簿閲覧謄写により、印刷物を送付するなどして他の株主に自己の主張の正当性を訴えることや、自己の持株数を増すため他の株主から譲渡を受けようとすること自体は不当ではないと認めるも、請求が、会社・取締役の信用失墜を狙い、取締役の責任追及に名を借りた宣伝活動手段として行使されうるため、かかる不正目的等が認められる場合には株主名簿閲覧謄写請求権行使は権利濫用として排斥されるべきであると判示。

⑼東京高決平成元年七月一九日（判時一三二一号一五六頁、判タ七一〇号二三二頁）

リクルート事件が国会で追及されている最中、政党関係者がリクルートコスモス社の株式を取得して申し立てた株主名簿の閲覧謄写仮処分命令は政治目的に基づくものと推認されるとして、却下した原決定を支持し、当該株主の抗告を棄却した事例。株主に株主名簿閲覧謄写請求権が付与されているのは、これにより株主個人の利益を保護するのと同時に、会社の機関を監視することにより間接に会社の利益を保護しようとするところにあるから、かかる趣旨を逸脱した目的に使用することが明らかである場合には、会社は正当な理由がないとして、株主の閲覧謄写請求を拒みうると判示。

⑽最判平成二年四月一七日（金商八六七号一四頁、判時一三八〇号三六頁）

株主権の行使に関する利益供与を禁じる、昭和五六年改正商法の施行を機に新聞・雑誌の購読料等の名目で授受していた金員の支払いを打ち切られた元総会屋が株付けしたうえ、執拗に社長との面会を要求するなどしていた状況下

で、さらに株主名簿の閲覧謄写を請求した事例。最高裁は、株主による株主名簿の閲覧謄写請求が不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社は株主の請求を拒絶できると解するのが相当であり、上告株主による株主名簿の閲覧謄写請求は権利濫用に当たり許されないと判示して上告を棄却。

以上のように株主名簿の閲覧謄写の拒絶が問題となった事例は、経営支配権をめぐるものだけでなく、嫌がらせ的なものや反社会的なものから、政治的なものまで多岐に亘っている。こうした一連の判例も踏まえ、通説は、①株主に株主名簿の閲覧謄写請求権を認める趣旨は、株主の利益を守るとともに、株主が会社の機関を監視し、それによって間接的に会社の利益を保護するところにあり、②閲覧謄写請求には正当な目的が必要であり、正当な目的を欠く請求は、信義則（民法一条二項）違反もしくは権利の濫用（民法一条三項）に当たり許されず、③株主名簿の閲覧謄写請求が不当な目的によるものであることの立証責任は会社側が負うと解していた（山口幸五郎『新版注釈会社法⑹』〔上柳克郎ほか編〕昭和六二年・有斐閣二〇〇頁以下、小林健二『〔新訂版〕実務相談会社法1』〔稲葉威雄ほか編〕平成四年・商事法務九六七頁以下、三枝一雄「株主名簿の閲覧・謄写請求権の行使と正当目的」法律論叢六七巻四・五・六号二四四頁以下、江川孝雄『基本法コンメンタール会社法2〔第七版〕』〔服部榮三編〕平成一三年・日本評論社二六頁ほか。なお、上記⑵の判例は、権利濫用が認められる場合でも閲覧謄写請求を拒絶できないとする趣旨ではないと考えられる（蓮井良憲「判例評釈」法律のひろば四一巻一〇号六八頁）。改正前商法下では本件のような、競業者による株主名簿閲覧謄写請求をめぐる事件の判例は公刊されていないようであるが、一般的には請求者が競業者であることだけをもって請求を拒絶することは許されないと考えられていた（弥永真生「本件判評」ジュリ一三六一号一四七頁、平出慶道「判例評釈」ジュリ九九二号一四二頁）。

二　株主名簿の閲覧謄写につき拒絶事由を明文化するか否かという問題は、昭和五〇年代後半から続けられてきた「大小会社区分立法」の検討作業においても取り上げられた。昭和六一年に法務省民事局参事官室から公表された「商法・有限会社法改正試案」（以下、「試案」という。）では、株主権の行使又は会社債権者の権利以外の目的による株主名簿の閲覧謄写の制限規定を設けるか否かは、株主数等に応じて規制を異にすることの要否、営業報告書又は附

属明細書における大株主に関する事項の開示の充実等との関連を含めて検討事項とすることが示された（試案三の11）。閲覧謄写請求が不当な目的によると思われるものでも、会社がそれを立証して拒絶することは容易ではないことや、前出の東京地判昭和六二年七月一四日に代表されるような、株主名簿から得た情報をダイレクトメールの発送等に利用するといった個人的な営利目的で閲覧謄写を請求するケースが明るみに出て個人のプライバシー保護も懸念されるようになったこと等が理由とされていたが（稲葉威雄＝大谷禎男『商法・有限会社法改正試案の解説』昭和六一年・商事法務六六頁）、この検討事項は具体的な改正に結びつかなかった。

三　平成一七年に成立した会社法は、一二五条二項において株主・債権者による株主名簿の閲覧謄写請求権行使の際、請求者は請求理由を明示しなければならない旨規定するとともに、同条三項において閲覧謄写の拒絶事由を次の通り規定した。

一号　当該請求を行う株主又は債権者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二号　請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三号　請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四号　請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

五号　請求者が、過去二年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

こうした規定振りは、会計帳簿閲覧謄写請求に対する拒絶事由に関する改正前商法二九三条ノ七を踏襲した会社法四三三条二項のそれとほぼ同一である。もともと、会社法の立法過程で法制審議会が公表した「会社法制の現代化に関する要綱」（以下、「要綱」という。）第二部第４の５の⑸（http://www.moj.go.jp/SHINGI/050209-1-1.pdf 二三頁。なお、本稿で引用するＵＲＬは、全て、平成二一年二月二八日現在のものである。）では、株主による株主名簿の閲覧謄写請求について、①株主の権利の確保又は行使のための請求ではないとき、②株主が書類の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て他人に通報するために請求したとき、及び③請求の日の前二年内においてその会社又は他の会社の書類の閲覧・謄写によって知り得た事実を利

益を得て他人に通報した者が請求したとき、という拒絶事由を定めるものとしており、従来の通説的考え方を反映させ、会計帳簿の閲覧拒絶事由とは違う内容とすることが意識されていた。ところが、要綱にはなかった内容が法案化の段階で、会社法一二五条三項の二号及び三号として追加されている。このうち、二号は一号を補足する内容であり、さほど問題はないと思われるが、三号は、従来、一般的には拒絶事由に該当すると考えられていなかった事項を拒絶事由として規定したものであるにもかかわらず、立法担当者からは、株主名簿の閲覧謄写請求については、名簿業者が経済的利益を得るために利用しているという弊害やプライバシー保護の観点から問題があるので会計帳簿等の閲覧請求拒絶事由として規定されている事由と同様の事由を株主名簿の閲覧謄写請求拒絶事由として規定したとの簡単な説明しかない（相澤哲＝岩崎友彦「新会社法の解説(3)株式（総則・株主名簿・株式の譲渡等）」商事一七三九号四三頁）。

そもそも、競業者による会計帳簿等の閲覧謄写が制限されてきたのは、会計帳簿・会計帳簿に関する資料には仕訳帳、元帳、伝票、受取証、契約書等も含まれ、競業者による閲覧謄写を認めると、競業者に仕入・販売先、購入原資材、原価等を把握されてしまうなど、事業遂行上看過することのできない悪影響が生じるおそれがあるためと解されており、合理的なものである。濫用の抑止のため、原則として総議決権又は発行済株式総数の三パーセント以上（平成五年商法改正前は、発行済株式総数の一〇分の一以上）を有する株主でなければ行使しえない少数株主権とされて来たのもそのためである（和座一清『新版注釈会社法(9)』〔上柳克郎ほか編〕昭和六三年・有斐閣二一八頁、菅原菊志『基本法コンメンタール会社法2〔第七版〕』〔服部榮三編〕平成一三年・日本評論社一七三頁）。一方、株主名簿の記載事項は株主の氏名・名称、住所、保有株式数、株式取得日及び株券番号（株券発行会社の場合）に過ぎず（会社法一二一条）、競業者にこれらが知られたとしても会社が被る不利益は会計帳簿等記載情報が知られた場合に比べ軽微なものと考えられる。プライバシー保護は重要ではあるが、競業者による閲覧謄写請求の場合に限って生じる問題ではないうえ、ここでは、共同体又はその構成員の利益のために構成員が他の構成員が誰かを知り意思疎通を図ることを可能にするという株主名簿閲覧謄写請求権本来の機能の確保の方が優先されるべきであろう。

会社法一二五条三項三号については、ある会社が競業者

の株主名簿の閲覧を通して、①自己の取引先が競業者の株主であることを発見した場合には、当該取引先が競業者とも取引関係にあると推測して、当該取引先に競業者との取引を止めるよう圧力をかけるといった不当な行動に出るおそれがあることや、②買収者により株の買占めが行われていることを発見し、水面下でM&Aが進行中であることを競業者が察知するおそれがあることを理由として合理性を認める見解（葉玉匡美弁護士平成一九年一一月一一日付ブログ http://kaishahou.cocolog-nifty.com/blog/2007/11/post_a7f9.html）もあるが、こうしたおそれがどれほど具体的なものか不明である。また、より強固な取引関係があると考えられる上位株主や一定以上の株式を取得した株主については別途有価証券報告書や大量保有報告書等による開示が強制されることからすれば競業者による閲覧謄写だけ制限してもどれだけ効果があるか疑問である。それゆえ、会社法一二五条三項三号を規定したのは、立法上のミスでないか（江頭憲治郎ほか『株主に勝つ、株主が勝つ』二〇〇八年・商事法務三九頁における江頭発言）、会計帳簿に関する拒絶事由の規定を十分検討せずにコピー&ペーストしたのではないか（稲葉威雄「会社法の論点解明⑽」民事法情報二五五号四三頁注三七）といった厳しい見方があるのもやむを得ないところである。

四　本決定以前に、会社法一二五条三項三号の解釈に関する地裁決定が次のとおり二例出ている。

⑴東京地裁平成一九年六月一五日決定（資料版商事二八〇号二二〇頁、以下「テーオーシー事件決定」という。）

TOB賛同者を募るため行われた株主名簿の閲覧謄写請求に関し、①会社法一二五条三項三号の趣旨は、競業者に株主名簿が閲覧され、株主の氏名、住所、保有株式等を把握されると、競業に利用されて会社の利益を害するおそれがあるから、これを防止することにある旨、②公開買付に先立ち、他の株主の連絡先を知るため株主名簿の閲覧謄写を請求した株主について、当該株主が一体として事業を営むその一〇〇パーセント孫会社が公開買付対象会社と競争関係にあることは、会社法一二五条三項三号が閲覧謄写請求拒絶事由とする「実質的に」競争関係にある事業を営むことに当たる旨を判示し、閲覧謄写の仮処分命令申立を却下。

⑵東京地裁平成二〇年五月一五日決定（金商一二九五号三六頁、資料版商事二九二号九一頁）

本決定の原審決定である。閲覧謄写請求者と一体となり事業を営むその子会社と閲覧謄写請求対象となっている会

社の事業が競争関係にあることは、会社法一二五条三項三号が閲覧謄写請求拒絶事由とする「実質的に」競争関係にある事業を営むことに当たる旨を判示し、閲覧謄写の仮処分命令申立を却下。テーオーシー事件決定と同様な考え方に立つ。ここでは、会社法一二五条三項三号が、同項一号及び二号と異なり、文言上請求者の主観的意図を要件としていないので、株主情報が競業に利用されたり、株主のプライバシーが侵害されたりする現実的なおそれがある等の事情の存在を要件とはせず、委任状勧誘のためといった請求目的・動機の如何によってそのような事情の存在が要件となると解することもできないとの判断基準が示されている。

株主名簿の閲覧謄写の拒絶事由が明文化されていなかった改正前商法のもとで、解釈上参考とされていた、改正前商法二九三条ノ七の会計帳簿の閲覧謄写拒絶事由のうち、請求者が競業者であることを理由とする二号に関しては、会社が会計帳簿閲覧謄写を拒絶する場合、客観的に請求者が会社と競争関係にあれば足りるとする「主観的要件不要説」、請求に競業利用の意図があることを要するとする「主観的要件必要説」及び請求者が会社と競争関係にあれば請求に競業利用の意図があることが推定されるという「主観的意図推定説」が主張されており、通説判例は主観的要件不要説をとっていた（和座・前掲二一三頁）。従来の規定を踏襲した会社法のもとでも主観的要件不要説に立ち、請求者が競業者であることを認定して、会計帳簿の閲覧謄写拒絶を是認した判決が出されているが（東京地判平成一九年九月二〇日判タ一二五三号九九頁）、テーオーシー事件決定及び原審決定はそれと同様な考え方によっている。

五　会社法一二五条三項三号を、テーオーシー事件決定及び原審決定のように主観的要件不要説に立ち、閲覧謄写請求者が競業者であるというだけの理由で、その請求を拒むことを認める規定と解すると、競業者である株主の利益ばかりか企業価値又は株主共同の利益をも侵害するおそれがある。競業者であっても、株主が自己に関する事項が正確に記載されていることを確認するため株主名簿を閲覧謄写することは認められて然るべきであるし、まさに競業者であるからこそ提携・統合により経営基盤強化、営業網拡大、対取引先交渉力増大あるいは共通部門のコスト削減等がはかれると考えて、競業者が他の株主に自己の考えを説明して委任状を勧誘するため、あるいは、持株比率を増やし経営支配権を握るべく他の株主に対して株式の譲渡を勧誘す

るためといった目的で株主名簿の閲覧謄写を請求することには十分合理性があり企業価値及び株主共同の利益の向上につながる可能性もある。こうしたケースが社会・経済情勢の変化により顕在化して来ているが、会社法一二五条三項三号を形式的に適用すると真摯に提携・統合等を検討している競業者による閲覧謄写請求は拒絶され、逆に、企業買収ファンド等が単に鞘取りを目的として買収を目指す過程での閲覧謄写請求は拒絶されないという不合理なものとなりかねない（新谷勝「本件判評」金商一二九七号九頁）。企業価値研究会が平成二〇年六月三〇日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」では、本件を引き合いに出して、企業買収時には株主がその是非を判断できるよう、買収者側と被買収者側それぞれが直接株主に説明、交渉等をする機会が公平に確保されることが望ましく、買収者が株主名簿の閲覧等により被買収者の株主を把握できることが望ましいとしたうえで、買収者に形式的に閲覧拒絶事由に当たる事由があるとしても、常に会社法上閲覧請求を拒絶できると考えられているわけではないとコメントしているのもこの点を意識したものであろう（http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g80630a01j.pdf 一一頁注一五）。このほか、競業者からＯＥＭ供給を受ける会社や小売を兼営している卸から商品供給を受ける会社等では、競業者が債権者となるが、かかる債権者には取引先の状況を見極めるため株主名簿を随時閲覧謄写してその株主構成に変化がないか確認することが認められて然るべきであろう。

本決定は、競業者である株主は会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的で株主名簿の閲覧謄写を請求するおそれがあり、かかる不当目的請求に対する拒絶事由の類型化には一定の合理性が認められ、権利濫用の場合には一二五条三項一号又は二号により請求を拒絶し得ることを確認的に規定したものであるが、それらに該当することの証明は容易でないため、特則として同項三号が設けられたと考えられるとし、同号は、競業者である株主はその権利の確保又は行使に関する調査目的で閲覧謄写請求したことを証明しない限り、会社は当該請求を拒むことができるとする、立証責任の転換規定であると解している。さもなければ、競業者である株主が専らその権利の確保又は行使に関する調査目的で請求したときであっても、会社は当該請求を拒むことができることになり、株主に株主名簿閲覧請求権を付与することにより、株主権の確保又は行使を保障し、当該権利行使を通じて会社の機関を監視し会社の利益保護を

図ることを目的とする制度の趣旨及び目的を没却するとしているが、この点は正しい価値判断を示すものといえよう（新谷・前掲一一頁、若松亮「本件判評」判タ一二七九号六五頁、鳥山恭一「本件判評」法セミ六四五号一二九頁、中村信男「本件判評」商事法研究六二号二六頁）。ただし、本決定が会社法一二五条三項三号につき基本的に「主観的意図推定説」の立場をとり、立証責任の転換をはかる規定と理解する点についてはこれを支持する見解もあるが（新谷・前掲一一頁）、会社法一二五条三項一号及び二号は権利濫用の事実に基づき閲覧謄写請求を拒絶できることを確認的に規定したもので、三号はそれらの特則として立証責任の転換を規定したものであるという解釈は技巧的にすぎ（弥永・前掲一四七頁、若松・前掲六六頁、荻野敦史「本件判評」ＭＡＲＲ二〇〇八年八月号二三頁）、また、同一法律中で条文全体の文言がほぼ同一となっている会社法一二五条三項三号と会社法四三三条二項三号とで解釈が異なるのはおかしいといった批判もなされている（荻野・前掲二三頁、若松・前掲六六頁）。かかる難点を克服するには、原審において乙が主張したものの採用されなかったが、権利濫用理論によることが考えられる。すなわち、会社法一二五条三項三号が競業者に株主名簿上の情報を利用されたくないという会社側の利益保護を図る規定であることを認めつつも、本件において、甲は株主提案への賛成を求めて委任状勧誘を行う目的で株主名簿の閲覧謄写を請求するものであり、取得した情報の目的外利用はしないと誓約していること、乙は上場公開会社であること、甲は乙の大株主であること、そして、甲と乙が委任状勧誘合戦を繰り広げている状況下で乙だけがその全株主に自己の提案への賛成を勧誘しうることなどを理由に、乙が甲による株主名簿閲覧謄写請求を会社法一二五条三項三号に基づき拒絶することは権利の濫用に当たり許されないと構成するのである（若松・前掲六六頁）。

六　本件のもう一つの争点である保全の必要性の有無について、原審決定は、まず、株主情報の不当利用のおそれや請求目的などとは無関係に、乙は会社法一二五条三項三号により競業者である甲の閲覧請求を拒むことができ、この判断を覆すに足る疎明がなく、被保全権利の疎明を欠くと判断している。続けて、株主名簿の閲覧謄写請求権に係る権利関係が確定しないために生ずる甲の損害と仮処分によって乙が被るおそれのある損害とを比較衡量し、乙の損害を考慮しても、なお甲の損害を避けるため緊急の必要がある場合に限り、保全の必要性があるものと解するのが相当

であるとの一般論を示す。そして、甲は自らのホームページにおいて甲らによる乙に対する事業提携・統合の提案に関する情報提供を行っていること、乙が株主総会参考書類に甲らによる提案理由等の全文を記載すること等を確約すると表明したこと、半期報告書や大量保有報告書等により約六五パーセントの株主の情報は判明していること等を認定し、甲は、株主総会参考書類の記載やホームページ等での情報提供を通じ、判明している株主に対しては直接面談等を申し入れ、乙の株主に対し甲らによる提案に賛同するよう働きかけることが可能であること等から、本案訴訟の結果を待たずに本件株主名簿を閲覧謄写することについて甲の損害を避けるため緊急の必要性があると認めることはできないとして、保全の必要性について疎明を欠くものと判断している。

これに対して本決定は、甲が井上投資による株主提案に乙の株主の賛成を求めて委任状勧誘を行うためという正当な目的を明示して閲覧謄写請求権を行使し、そこで得られた情報は委任状勧誘目的以外に使用しないことを誓約していることなどから、甲は乙の株主として、専らその権利の確保又は行使に関する調査目的で本件株主名簿の閲覧謄写請求を行ったもので、乙は甲の請求を拒めないというべきであり、甲の申立ては被保全権利が疎明されたものと認めることができるとする。そして、原審の事実認定に加え、乙が井上投資による株主提案を反映させた株主総会通知を発送したこと、甲乙間で、甲が全株主に対して発送を希望する資料を乙が二回まで送付するという合意が成立し、その一回目の発送が実施されたことなども認定したにもかかわらず、井上投資が株主提案権を行使した定時総会まで時間的に切迫していること、甲が把握している株主情報は持株比率で七七・二九パーセントであり、残りは本件株主名簿の閲覧により把握可能となること、上記の甲が希望する資料の全株主に対する送付も二回に限定され、甲が他の株主に委任状勧誘を働きかける方法としては制約されていることから仮処分命令の必要性を認め、最終的に、上記の諸事実からは甲が本件株主名簿を閲覧謄写したと同視することはできず、定時総会が迫る中、甲による閲覧謄写請求を正当な理由なく乙が拒むものであるとして、保全の必要性が疎明されたものと判断している。本来、甲乙が同じ条件で乙の株主に働きかけを行えるようにし、乙の株主が最善と判断する選択ができるようにすべきであるところを、本件では乙だけが全株主の連絡先を把握し、積極的に働きかけをしているうえ、甲の分析によれば未知の二三パーセン

ト弱の株主の動向が成否の鍵を握ることからも甲乙間の格差は大きいものといわねばならず、本決定の結論は正当である。

七　参考のため、アメリカ、ドイツ及びイギリスにおける株主による株主名簿の閲覧謄写の拒絶をめぐる状況を以下で概観する（アメリカ及びイギリスにつき新谷・前掲七頁以下、イギリス及びドイツにつき正井章筰「判例批評」金商一二九四号六頁以下参照。）。

アメリカの一九八四年模範事業会社法によれば、各株主には、書面による請求に基づき会社の通常の営業時間内に株主名簿を閲覧謄写する権利が付与されており、正当な目的（proper purpose）のために当該権利を行使することが要求されるものの、日本の会社法一二五条三項三号における請求者が実質的競争関係にあるというような客観的事実に基づき閲覧謄写を拒絶することを会社側に認める規定はなく、デラウェア、カリフォルニア及びニューヨークといった主要な州会社法においても同様な形になっている（1984 Model Business Corporation Act §16.02; [Delaware] General Corporation Law §220; [California] Corporations Code §1600; New York Business Corporation Law §624. なお、ニューヨーク事業会社法では、過去五年内に株主表（Shareholders list）の売却に関与したことなどが請求拒絶事由とされている。）。

会社の重大な関心事、すなわち、委任状勧誘、株主代表訴訟に関する議論、経営側からの提案に関する議論等をするためのみならず、株式を譲ってくれる株主を求めて他の株主と連絡を取ることは正当な目的とされており（Hamilton, The Law of Corporations, 5th ed. (2000), p.607; Choper, Coffee and Gilson, Cases and Materials on Corporations, 7th ed. (2008), p.632）、各地域の会社法は、閲覧謄写請求が不当な目的によるものであることの立証責任を会社側に負担させる傾向にある（American Bar Association, Model Business Corporation Act Annotated, 4th ed. (2008), p.16-18）。なお、会社が不当に、株主の閲覧謄写請求を拒絶するか、合理的な期間内に閲覧謄写に応じない場合、裁判所は略式命令（summarily order）をもって閲覧謄写請求に応じるよう会社に命ずることができる（1984 Model Business Corporation Act §16.04; [Delaware] General Corporation Law §220; [California] Corporations Code §1603, New York Business Corporation Law §624）。

ドイツでは、無記名株券も利用され、その場合、株主名

簿が作成されないことから、一九六五年株式法が各株主に無限定な株主名簿閲覧請求権を認めていたものの（§67 Abs.5 aF AktG）、あまりその意義は大きくなかったようである。しかし、二〇〇一年に記名株式及び議決権行使の容易化に関する法律（Gesetz zur Namensaktie und zur Erleichterung der Stimmrechtausübung＝NaStraG）が成立し、株主の情報保護が問題とされるようになり、株主の閲覧権は大幅に限定され（Laurenz Wieneke, in Heidelberger Kommentar zum Aktiengesetz, §67 Rn 39）、株主は自分自身に関する事項が株式登録簿に正しく登録されているか否かを会社側に質問する権利のみを認められるに過ぎなくなった（§67 Abs.6 nF AktG）。株主名簿の閲覧を通して他の株主が誰なのかを知り、その株主とコンタクトを取ることは不可能となるが、その代替措置としてインターネットを利用する電子連邦官報上に開設される株主フォーラム上で株主同士が情報のやり取りをして、共同又は代理で株主提案や議決権を行使することを他の株主に勧誘しうるものとされている（§127a AktG）。

イギリスの二〇〇六年会社法によれば、株主による閲覧は無料で謄写は有料、その他の者による閲覧及び謄写は有料という違いはあるが、株主のみならずその他の者も情報の使用目的等を示して株主名簿の閲覧謄写を請求することができる（Companies Act 2006 §116(4)）。会社は閲覧謄写請求を受けてから五営業日以内に当該請求に応じるか、裁判所の判断を求めて申立てをしなければならず、裁判所は閲覧謄写請求が正当な目的によるものでないと認めた場合、申立会社に対して当該請求に応じないよう命じるが、そうでない場合、申立会社は裁判所の判断が示されるか、手続が中止されてから直ちに閲覧謄写請求に応じなければならないものとされている（Companies Act 2006 §117）。

このように各国の制度は様々であるが、株主名簿の閲覧謄写請求権が他の株主権行使の基礎となる、重要な権利である点を強調すれば、広範に当該権利を認めるアメリカ型が望ましく、閲覧謄写請求権行使の当否を判断する会社側の負担を軽減する点では手続に裁判所を関与させるイギリス型ということになろう。プライバシー保護の見地からはドイツ型が望ましいのであろうが、現在の日本では、ほとんどの株主がインターネットを通して積極的に意見交換をするということを期待できる段階にはなく、この方式によった場合には、実質的には株主権の行使を不活性化し、経営陣の保身につながるおそれが高い。

八　以上で検討したように、株主の権利行使にとって有益

な株主名簿閲覧謄写請求権の存在意義は大きく、単に競業者であることをもって閲覧謄写請求を拒絶できないとする本決定の結論は正当であり、学説も概ねこれを支持している。会社法施行後、本決定と相反する地裁決定が二例出されているとはいっても、テーオーシー事件決定は、ＴＯＢの期限が迫り、高裁決定を得られたとしても、他の株主と十分なコンタクトをとる時間がないとの理由で請求株主が抗告を断念したため確定したことや（株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ平成一九年六月一八日付プレスリリース http://www.davinci-advisors.com/pdf_ir_press/134_1.pdf）、原審決定は本決定により覆されたことを考慮すると、本決定を先例として、請求者が競争関係にあるというだけでは株主名簿の閲覧請求を拒絶できないとする解釈に基づく実務が定着することが期待される。

ただ、会社法一二五条三項三号を立証責任の転換を定めた規定と解するのは苦しく、ほぼ同一の表現となっている会社法四三三条二項三号の解釈との不整合も無視できない。かといって、「権利の濫用」という一般理論を用いた解決も本来できる限り回避されるべきであろう。さらに、株主名簿の閲覧謄写請求が正当なものであったとしても、請求者が競業者の場合には、経営者は保身のため、会社法一二五条三項三号を奇貨として、まずは当該請求を拒絶して時間を稼ぎ、請求者が他の株主に反経営者的働きかけをすることを困難ならしめようとするという濫用の懸念も拭いきれない。そうなった場合、何をどの範囲で立証すれば裁判所が閲覧謄写を認めてくれるのかについては今後の判例の積み重ねを待つしかない。こうした理由からすれば、会社法一二五条三項三号は、具体的危険性が認められる場合にのみ閲覧謄写の拒絶を可能とする方向で可及的速やかに修正するか、又は削除するべきであろう（正井・前掲六頁以下、中村・前掲二七頁、鳥山・前掲一二九頁、野村修也「競業者の株主名簿閲覧」ファイナンシャル・ジャパン二〇〇八年二月号一六九頁）。

吉川　信將